



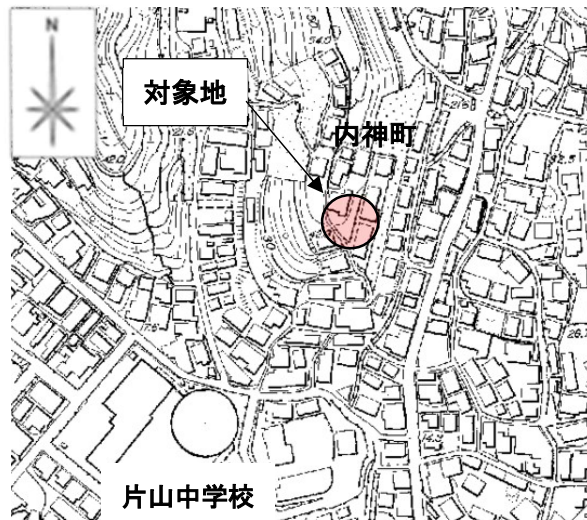
内神町 斜面崩落に対する呉市の対応

令和7年11月21日に発生しました呉市内神町の民地崖崩落につきましては、出水期を迎えるにあたり災害防止措置を講じる必要があるため、宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第5項第3号の規定による特別緊急代執行を実施します。

なお、本件については、令和7年12月に特別緊急代執行（落石防護網の設置等の応急対策工事）を実施しており、2回目の実施となります。

特別緊急代執行（その2）（宅地造成及び特定盛土等規制法）

- 1 所在地 呉市内神町102番3
- 2 着手予定日 令和8年5月中旬
- 3 対象となる工作物 崩落した法面
- 4 執行の内容 応急対策工事（崖表面を保護するモルタル吹付等）
- 5 要する費用 特別緊急代執行に要する費用は、所有者等が確知された後、当該所有者等に請求します。
- 6 位置図



7 状況写真

